

## 港湾施設使用者の公募について

港湾施設の使用者を下記募集要領に基づき公募いたします。

那覇港管理組合  
管理者 玉城 康裕



### 那覇港泊ふ頭北岸船客待合所使用者募集要領

#### 1. 施設の概要（別紙1参照）

所在地：那覇市泊3丁目1番6号（泊ふ頭北岸船客待合所）

延べ床面積：18㎡

使用方法：事務室

#### 2. 申込資格

- (1) 港湾関係の事業を行う者。
- (2) 県税および市町村税を滞納していない者。
- (3) 次の項目に該当しない者。
  - ① 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
  - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当する者。
  - ③ 会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申し出がなされている者。

#### 3. 使用条件

- (1) 那覇港管理組合港湾施設管理条例及び同条例施行規則の規定又はこの要領に基づくものとする。
- (2) その他、管理者が定める使用許可条件を遵守すること。

#### 4. 使用期間

使用期間は、使用許可に基づく使用開始日から令和5年3月31日までとする。

なお、使用許可条件が遵守されないなど、特段の事情がない限り令和4年度以降の継続使用が可能である。

#### 5. 使用料

施設使用料：11,340円／月（18㎡×630円）

※上記使用料については、別途消費税が加算される。

#### 6. 光熱水料

施設使用料とは別に、施設にかかる光熱水料等を徴収する。

#### 7. 申込方法

公募期間内に次の提出書類を受付場所へ持参または郵送により提出すること。郵送により提出する場合は公募期間内必着とし、提出書類は返却しない。

- (1) 港湾施設使用申込書（別紙：様式1）
- (2) ①沖縄県が発行する納税証明書（直近1年（期）分の県税全税目）  
②所在地の市町村が発行する納税証明書（直近1年（期）分の全税目）
- (3) 履歴事項全部証明書（法人の場合）または住民票抄本（個人の場合）
- (4) 誓約書（別紙：様式2）
- (5) 事務室の使用目的がわかる書類
- (6) その他、管理者が必要と認めるもの

※次のいずれかに該当する者の申込は無効とする。

- ①申込資格がない者
- ②提出書類に不備もしくは不足がある者
- ③提出書類に虚偽があることが判明した者

#### 8. 受付場所

〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 那覇ふ頭船客待合所 2F  
那覇港管理組合 総務部 管理課 ふ頭班

#### 9. 公募期間

令和4年9月21日（水）～令和4年10月5日（水）

受付時間 午前08:30～午前11:30、午後01:30～午後04:00

※土曜、日曜、祝日を除く

## 10. 使用者の選定

- (1) 申込者が単独である場合  
当該申込者を使用者に決定する。
- (2) 申込者が複数である場合  
次の順位により使用者を決定する。なお、最高順位者が複数になる場合は、当組合において実施する抽選により使用者を決定する。  
順位 1 那覇港泊ふ頭を起点にして、一般旅客定期航路事業を現に営んでいる者  
2 那覇港泊ふ頭を起点にして、旅客不定期航路事業を現に営んでいる者  
3 その他港湾関係の事業を行う者

※必要に応じて提出書類等について実態調査を行う場合がある。

## 11. 結果発表

選定結果は、令和4年10月18日（火）までに申込者へ電話連絡する。

## 12. 港湾施設使用許可申請の手続き

使用者は決定後に以下の書類を提出し、使用許可申請手続きを行う。

- (1) 港湾施設使用許可申請書（3）
- (2) その他管理者が必要とする書類

## 13. その他

- (1) 公募期間内に申込者がいない場合は、引き続き申込の受付を行う。公募期間後の申込みがあった場合は、受付の先行した者を優先して審査を行い、使用者を決定するものとする。
- (2) 申込にあたっては、必ず現地及び周辺的环境等を確認すること。
- (3) 施設の仕様及び法令等による規制のある業種は使用できない場合がある。

### 【問い合わせ先】

〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 2階  
那覇港管理組合  
総務部 管理課 ふ頭班（担当：上間）  
TEL 098-862-2328  
FAX 098-862-4247